

障害福祉サービスの内容一覧

	福祉サービス	サービスの目的・内容	利用する際の条件
障害者総合支援法 (相談支援)	計画相談支援 (障害者・児)	サービス利用支援・継続サービス利用支援 (サービス等利用計画を作成し、支給決定後はサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成する)	障害福祉サービス申請者
	地域移行支援	障害者施設に入所または精神科病院に入院(概ね1年以上)している人等が地域生活に移行するための相談等を行う。	
	地域定着支援	単身等で生活する人に常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等必要な支援を行う。	
児童福祉法	障害児相談支援	障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助(障害児支援利用計画を作成し、支給決定後はサービス提供事業者等との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成する)	障害児通所支援申請者
障害者総合支援法(介護給付)	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護、洗濯、掃除などの家事援助を行う。	区分1以上 通院等介助(身体介助を伴う)については区分2以上等
	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。	区分4以上 2肢以上に麻痺あり等、または行動関連項目10点以上
	行動援護	知的、精神障害により自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行う。	区分3以上 行動関連項目10点以上
	同行援護	移動困難な重度の視覚障害者に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う。	同行援護アセスメント調査によって対象となるもの。(身体介護を伴う場合区分2以上)
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。	人工呼吸器…区分6 筋ジス、重症心身障害者…区分5以上
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	区分6 意志疎通に支障がある場合
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。	区分1以上
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	障害支援区分3以上 (施設入所の場合は区分4以上) 50歳以上は区分2以上 (施設入所の場合は区分3以上)
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。	区分4以上(50歳以上は区分3以上) 通所困難な自立訓練、就労移行支援受給者

	福祉サービス	サービスの目的・内容	利用する際の条件	
障害者総合支援法 (訓練等給付)	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護及び相談や日常生活上の援助を行う。		
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	機能訓練(身体)18カ月 生活訓練(知的・精神)24カ月	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	24か月まで	
	就労継続支援	A型 B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	
			雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な65歳未満のもの。 一般企業の雇用に結びつかないものや一定年齢に達しているものなど	
障害者総合支援法 (児童福祉法)	医療型児童発達支援	通所により発達を促す療育や、生活や集団生活への適応訓練を行うのに加えて医療的ケアを行う。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認定された児童	
	児童発達支援	通所により発達を促す療育や、生活や集団生活への適応訓練を行う。	療育が必要と認定された未就学児童	
	放課後等デイサービス	学校在学中の障害児に対して放課後や学校休業日に、生活能力向上のための訓練を行うことにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供する。	療育が必要と認定された就学児童	
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に行う。	支援が必要と認定された保育所等に通う障害児	